令和８年４月２３日

保護者の皆様へ

ももの木
園長　木村雄介

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	238,158	297,618	297,618	297,618	297,618	297,618	296,478	294,568	295,468	298,238	295,468	308,708
		3歳児	238,158	235,388	235,388	235,388	235,388	235,388	234,248	232,338	233,238	236,008	233,238	246,478
		4歳以上児	217,358	214,588	214,588	214,588	214,588	214,588	213,448	211,538	212,438	215,208	212,438	225,678
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	254,780	254,780	252,290	254,860	254,780	254,780	254,780	254,860	254,710	255,380	252,160	274,480
	短時間		247,340	247,340	244,920	247,420	247,340	247,340	247,340	247,420	247,270	247,940	244,790	267,040
	標準時間	1・2歳児	174,220	174,220	172,530	174,300	174,220	174,220	174,220	174,300	174,150	174,820	172,400	193,920
	短時間		166,780	166,780	165,170	166,860	166,780	166,780	166,780	166,860	166,710	167,380	165,040	186,480
	標準時間	3歳児	105,950	105,950	105,150	106,030	105,950	105,950	105,950	106,030	105,880	106,550	105,020	125,650
	短時間		98,460	98,460	97,730	98,540	98,460	98,460	98,460	98,540	98,390	99,060	97,600	118,160
	標準時間	4歳以上児	86,000	86,000	85,400	86,080	86,000	86,000	86,000	86,080	85,930	86,600	85,270	105,700
	短時間		78,560	78,560	78,030	78,640	78,560	78,560	78,560	78,640	78,490	79,160	77,900	98,260

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,410	4,900	4,650	4,410	4,900
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900